

議第56号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成29年9月6日提出

檀原市長 森下 豊

1 放棄する権利

市営住宅家賃に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

681,800円

3 債務者

[Redacted Name and Address]

4 放棄の理由

債務者が死亡し、かつ、全ての相続人が相続を放棄したことにより、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が死亡した市営住宅家賃に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの



